(ウ)　(ア)及び(イ)のほか、ヘキサンについて空試験を行い、次式によって試料の付着物量を算出する。

付着物量(mg)＝{試験前後の蒸発容器の質量の差(mg)－空試験前後の蒸発容器の質量の差(mg)}×$\frac{\text{試料溶液の定容量（mℓ）}}{\text{付着物量の測定に用いた量（mℓ）}}$

(エ)　(ウ)の結果から、付着物量当たりのＰＣＢ濃度を算出する。

(4)　判定

(3)で求めた金属くず等の付着物量当たりのＰＣＢの濃度が5,000mg／kg超であること。

別表第二（第二号関係）

第一　含有量試験法

(1)　試薬（ＰＣＢの分析に妨害を生じないものに限る。）

ア　ヘキサン
イ　アセトン
ウ　水酸化カリウム
エ　エタノール
オ　硫酸ナトリウム（無水）
カ　ガラス繊維

(2)　器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、ＰＣＢの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

ア　フラスコ
イ　超音波洗浄器
ウ　振とう機
エ　還流冷却管
オ　濃縮器（ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器）
カ　漏斗
キ　分液漏斗
ク　ピペット
ケ　メスフラスコ

(3)　試験操作

ア　試料の採取

(ア)　試料を日本工業規格Ｋ0060の方法に準じてサンプリングを行い、100ｇ程度を採取する。

(イ)　採取した試料は、木については２㎜以下のサイズに、その他の試料については、10㎜以下のサイズに粉砕又は細断し、よく混合した後、５から10ｇ程度を分取し、これを秤量して試験試料とする。

イ　抽出

(ア)　フラスコにア(イ)で得られた試験試料を入れ、さらに試料量の10倍容程度（50から100mℓ程度）のヘキサンを加え、超音波洗浄器又は振とう機を用いて、15分程度抽出する。

(イ)　ガラス繊維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。

(ウ)　漏斗に残った試料はフラスコに戻し、(ア)及び(イ)の操作を行い、合計２回以上抽出を行う。なお、試験試料に水が多く含まれる場合は、(ア)のヘキサンによる１回目の抽出操作の前にアセトンによる抽出を行う。その後、ヘキサンを用いて(ア)から(ウ)の操作を行う。アセトンのろ液は、ヘキサンのろ液とは別に分液漏斗に入れ、アセトンの10倍容の水及びアセトンと等量のヘキサンを加え、液―液振とう抽出を行い、得られたヘキサン層をヘキサンのろ液と合わせる。この液―液振とう抽出をさらに１回行い、得られたヘキサン層をヘキサンのろ液と合わせる。

(エ)　フラスコ内容物を適量のヘキサンで３回洗い、洗浄液をろ過して、(ウ)の操作で得られたろ液と混ぜ、ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム（無水）を充填した漏斗を用いて脱水した後、ろ液を濃縮器で濃縮し、100mℓに定容したものを試料溶液とする。

(オ)　(ア)から(エ)にかかわらず、汚泥を分析する場合にあっては、次のとおりとする。

(i)　試験試料をフラスコに採取し、水酸化カリウム―エタノール溶液50mℓを加えて還流冷却管に当該フラスコを装着し、沸騰水浴中で約１時間加熱分解を行う。

(ii)　還流冷却管に装着したまま約50℃までフラスコ中の分解物を冷却した後、冷却管上部からヘキサン50mℓを加える。還流冷却管からフラスコを取り外し、共栓をつけて激しく振り混ぜた後、静置し室温まで放冷する。

(iii)　(ii)のフラスコ内の分解液とヘキサンの混合液をガラス繊維を用いて減圧ろ過し、フラスコ内の残渣は、エタノール―ヘキサン（１＋１）混合溶液20mℓを加えて激しく振り混ぜて同様に減圧ろ過し、ろ液を合わせる。さらにフラスコ内の残渣をヘキサン30mℓでろ過装置に洗いこむ。

(iv)　(iii)のろ液を分液漏斗に移し、少量のヘキサンでろ液の入っていた容器を洗った洗液を合わせ、水50mℓを加えた後、10分間振とう抽出を行い、水層を別の分液漏斗に移す。この水層にヘキサン50mℓを加えて再度振とう抽出を行い、ヘキサン層を先の分液漏斗に合わせる。

(v)　(iv)の抽出液は、ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム（無水）を充填した漏斗を用いて脱水した後、ろ液を濃縮器で濃縮し、100mℓに定容したものを試料溶液とする。

ウ　前処理及び測定

イ(エ)及び(オ)(v)の操作で得られた試料溶液について、検定方法告示によって、前処理及び測定を行う。

(4)　判定

(3)で求めた試料当たりのＰＣＢの割合が5,000mg／kg超であること。

公　告

諮　事　項

破産手続終結

平成２７年（フ）第２２３号
埼玉県入間市小谷田１丁目12番19号
破産者　株式会社イーエス
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２８２号
東京都葛飾区西水元６丁目22番15号
破産者　株式会社ダックス
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４０５号
茨城県古河市横山町１丁目３―15―101
破産者　竹谷　忠夫
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９２２号
東京都台東区竜泉１丁目27番６号　ルーブル金杉301号
破産者　株式会社タグチ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７１２号
東京都中央区晴海３丁目４番９号
破産者　株式会社いし田
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部